# I 埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要

### 1 概要

子供への権利侵害について、子供や保護者からの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場から、子供を救済する第三者機関として条例に基づき設置され、平成14年11月1日から業務を開始した。

### 2 令和4年度における構成

○ 委員会の委員(3人)

尾﨑 啓子 (委員長、日本女子大学特任教授)

大谷部雅典 (委員長代理、弁護士)

田口 伸 (埼玉県社会福祉士会事務局長)

○ 調査専門員(4人)

平戸ルリ子 (東京家政大学教授)

大竹 智 (立正大学教授)

中谷 茂一 (聖学院大学教授)

角尾 美奈 (学習院女子大学非常勤講師)

- 電話相談員(7人、会計年度任用職員)
- 事務局職員(2人)

#### 3 救済の対象

原則として 18 歳未満の子供

### 4 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

#### 5 電話相談時間・電話番号

毎日 午前 10 時 30 分から午後 6 時まで(祝日及び年末年始を除く) 電話番号 048-822-7007

# Ⅱ 電話相談の状況について

子どもの権利擁護委員会は、平成 14 年 11 月から「子どもスマイルネット」の愛称で電話相談を行っている。

令和4年度においては、年末年始(12月29日~1月3日)と祝日を除く毎日、午前10時30分から午後6時までを相談時間とし、電話相談員7人の交代勤務体制で電話相談を受けた(3回線)。

令和4年度における電話相談の受付件数は3,073件(無言を含む)で、前年度より445件、12.6%減少した。このうち子供本人からの相談件数は380件(全体の12.4%)で、前年度より80件、17.4%減少した。なお、無言を除いた受付件数は2,873件で、前年度より241件減少した。

### 1 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものの 1,330 件(全体の43.3%)であり、次いで思春期 510 件(16.6%)、交友関係 169 件(5.5%)であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が 49 件 (1.6%)、体罰に関する相談が 1 件、虐待に関する相談が 54 件 (1.8%) で合わせて 104 件 (3.4%) で、前年度より 5 件減少した。

子供本人からの相談で最も多いものは、思春期 200 件(52.6%)で、前年度より 82 件減少した。次いで、その他 58 件(15.3%)、交友関係 44 件(11.6%)であった。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関することが 704 件(52.9%)で、前年度より 65 件増加した。次いで、養育不安が 280 件(21.1%)、子供の性格や行動に関することが 212 件(15.9%)であった。

学校の 交友 思春期 いじめ 体罰 虐待 不登校 子育て その他 無言 合計 対応等 関係 49 1 54 161 140 169 510 1.330 459 200 3.073 計 1.6% 0.0% 1.8% 5.2% 4.6% 5.5% 16.6% 43.3% 14.9% 6.5% 100.0% R4 24 1 19 11 23 44 200 58 380 子 供 6.3% 0% 5.0% 2.9% 6.1% 11.6% 52.6% 15.3% 100.0% 43 0 66 232 178 167 597 1.399 432 404 3.518 計 1.2% 0% 1.9% 6.6% 5.1% 4.7% 17.0% 12.2% 11.5% 100.0% 39.8% R3 21 0 15 18 23 47 282 54 460 子 供 4.6% 3.3% 5.0% 10.2% 61.3% 11.7% 100.0% 0% 3.9%

表 1-1 主たる相談内容別件数

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

○ 学校の対応等:学校の不適切な対応への不満など

○ 思春期 :保健、恋愛、家族関係の悩みなど

○ 子育て : 家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など

○ その他 : 幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、

進路、非行など(表1-3参照)

表1-2 「子育て」の内訳

	性格 行動	養育 不安	養護	保健	障害	家庭 環境	その他	合計
R4	212	280	7	54	58	704	15	1,330
R4	15.9%	21.1%	0.5%	4.1%	4.4%	52.9%	1.1%	100.0%
R3	249	343	15	65	61	639	27	1,399
K3	17.8%	24.5%	1.1%	4.6%	4.4%	45.7%	1.9%	100.0%

○ 性格行動 :落ち着きがない、内向的、忘れ物が多いなど

○ 養育不安 : 食事、睡眠、排せつ、しつけなど

○ 養護 : 親の家出・行方不明・死亡・離婚・別居など○ 保健 : 疾患、成長発達、夜尿、性に関する問題など○ 障害 : 発達障害、身体障害、知的障害、精神障害など

○ 家庭環境 : 両親の不和、DV、親の対人関係など

表 1-3 「その他」(表 1-1)の内訳

		幼·保 関係	他教育 関係	施設 関係	児相 関係	뱕行	進路	その他	合計
R4	計	37	31	14	11	35	58	273	459
114	子供	0	1	4	0	2	8	43	58
R3	計	39	26	5	15	31	60	256	432
110	子供	0	1	0	0	2	9	42	54

※ 下段は、計のうち、子供本人からの件数を再掲

○ 幼・保関係 : 幼稚園、保育園における職員の不適切な対応など

○ 他教育関係 : 放課後児童クラブ、塾、習い事など、学校以外の教育など

○ その他 :子育て以外に関する大人からの相談など

### 2 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 2,119 件(全体の69.0%)で、前年度より 142 件減少した。次いで子供本人からの相談 380 件(12.4%)で、前年度より 80 件減少した。

父母からの相談件数の合計は 2, 215 件 (72.1%) で、前年度より 161 件減少した。 子供本人からの相談では、中学生の男子からの相談が 93 件で最も多く、次いで小学校 高学年の女子 81 件、高校生の男子 67 件であった。また、性別の割合は、男子が 49.2% (187 件)、女子が 50.8% (193 件) であった。

表 2 - 1 電話相談の相談者別件数

<u> </u>	· · · · ·	1 1 1 H H/V *		73311 224						
	子供			子	供本人以	外				A = 1
	子供 本人	母親	父親	親族	学校	施設	* その他	小計	無言	合計
D4	380	2,119	96	55	3	2	218	2,493	200	3,073
R4	12.4%	69.0%	3.1%	1.8%	0.1%	0.1%	7.1%	81.1%	6.5%	100.0%
Da	460	2,261	115	55	0	2	221	2,654	404	3,518
R3	13.1%	64.3%	3.3%	1.6%	0%	0.1%	6.3%	75.4%	11.5%	100.0%

<sup>\* 「</sup>その他」:知人、隣人、行政、事業者、不明など

表2-2 子供本人(相談者)の内訳

		幼児	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
	計	0	6	104	145	125	0	380
R4	男	0	4	23	93	67	0	187
	女	0	2	81	52	58	0	193
	計	0	18	120	91	231	0	460
R3	男	0	10	44	63	82	0	199
	女	0	8	76	28	149	0	261

### 3 相談対象者

相談の対象となった子供は、権利侵害等(子育て等以外)に関わる相談では、中学生が 420 件(全体の 31.9%)と最も多く、次いで小学校高学年 347 件(26.4%)であった。

子育て等に関わる相談においては、3歳から5歳が355件(20.2%)と最も多く、次いで小学校低学年315件(17.9%)であった。0歳から5歳については、571件(32.5%)で、前年度より21件減少した。

また、性別で見ると、権利侵害等に関わる相談では女子が男子を、子育て等に関わる相談では男子が女子をそれぞれ上回った。

表3-1 相談対象の子供の内訳権利侵害等

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明· 無言	合計
	計	83	135	347	420	328	3	1,316
D4	āl	6.3%	10.3%	26.4%	31.9%	24.9%	0.2%	100.0%
R4	男	38	68	144	228	147		625
	女	45	67	203	192	181		688
	<del>-</del> ⊥	103	207	341	423	438	16	1,528
Da	計	6.7%	13.5%	22.3%	27.7%	28.7%	1.0%	100.0%
R3	男	54	118	144	255	166		737
	女	49	89	197	168	272		775

#### 子育て等

	7 (	0 歳	1~2 歳	3~5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明· 無言	合計
	<del>=</del> ⊥	35	181	355	315	131	236	109	395	1,757
D4	計	2.0%	10.3%	20.2%	17.9%	7.5%	13.4%	6.2%	22.5%	100.0
R4	男	24	132	177	157	72	154	21	_	728
	女	11	49	192	158	59	82	88		634
	計	76	147	369	332	191	147	145	583	1,990
Do	āT	3.8%	7.4%	18.5%	16.7%	9.6%	7.4%	7.3%	29.3%	100.0
R3	男	34	93	177	171	85	114	43	_	717
	女	42	54	192	161	106	33	102		690

#### 4 初回・再度相談件数

初めての相談(初回)は1,149件、以前に相談したことがあるもの(再度)は1,724件で、前年度より初回が221件、再度が20件減少した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には頻繁に相談を寄せるリピーターも含まれていることから、相談者の 実数では初回の相談の方が多いと考えられ、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として 機能していると考えられる。

なお、再度の相談には30回以上相談を寄せた人が7人いた。

表 4 一 1 初回 • 再度相談別件数

<u> </u>	. 177 —	13/2/11/0	(/))		
	初回	再度	小計	不明·無言	合計
R4	1,149	1,724	2,873	200	3,073
Π4	37.4%	56.1%	93.5%	6.5%	100.0%
D2	1,370	1,744	3,114	404	3,518
R3	38.9%	49.6%	88.5%	11.5%	100.0%

表 4 - 2 初回相談の内訳

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の 対応等	交友 関係	思春期	子育で	* その他	合計
R4	計	30	1	39	59	76	77	239	386	242	1,149
R4	子供	14	1	13	4	15	35	100	-	37	219
R3	計	34	0	46	100	65	97	272	512	244	1,370
113	子供	17	0	13	10	14	41	126	-	33	254

<sup>\* 「</sup>その他」:進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

表4-3 再度相談の内訳

10.	•	מדד ט	HQ'IIIX VIIIX								
		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の 対応等	交友 関係	思春期	子育て	* その他	合計
									- , -		
R4	計	19	0	15	102	64	92	271	944	217	1,724
K4	子供	10	0	6	7	8	9	100	-	21	161
R3	計	9	0	20	132	113	70	325	887	188	1,744
Ko	子供	4	0	2	8	9	6	156	_	21	206

<sup>\* 「</sup>その他」: 進路、非行、幼稚園・保育園・福祉施設・放課後児童クラブの関係など

### 5 月別受付件数

電話相談の受付件数は、月平均 256 件で、前年度より 37 件減少した。月別に見ると、7 月が 291 件で最も多く、次いで 6 月の 271 件であった。最も少なかった月は 12 月の 213 件で、次いで 1 月の 225 件であった。

また、子供本人からの相談は、月平均 32 件で、前年度より 6 件減少した。月別に見ると、7 月が 71 件で最も多く、次いで 10 月の 40 件であった。最も少なかった月は 4 月と 12 月の 20 件であった。

7月に子供本人からの相談受付件数が多かったのは、夏休み前に県内全ての国立・公立・ 私立の小学校4年生及び6年生、中学校2年生並びに高校1年生の児童・生徒へ子どもス マイルネットの広報カードを配布したことによるものと考えられる。

表5 電話相談の月別受付件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
D.4	計	259	281	271	291	238	268	261	250	213	225	232	284	3,073	256
R4	子供	20	22	25	71	29	28	40	38	20	21	30	36	380	32
	計	302	297	369	360	317	311	325	298	266	206	228	239	3,518	293
R3	子供	45	33	59	78	41	33	30	26	36	22	28	29	460	38

<sup>※</sup> 下段は、計のうち、子供本人からの相談件数を再掲

### 6 曜日別受付件数

相談受付状況を曜日別に見ると、水曜日が512件(全体の16.7%)と最も多く、次いで金曜日502件(16.3%)であった。

最も少ないのは日曜日 310 件(10.1%)、次いで土曜日 374 件(12.2%)と、週末の相談件数は、平日と比べて少ない傾向にある。月曜日から金曜日までの平均は 478 件で、前年度より 77 件減少し、土曜日と日曜日の平均は 342 件で、前年度より 28 件減少した。

表 6 電話相談の曜日別受付件数

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
R4	493	461	512	421	502	374	310	3,073
K4	16.0%	15.0%	16.7%	13.7%	16.3%	12.2%	10.1%	100.0%
Da	560	599	524	550	545	448	292	3,518
R3	15.9%	17.0%	14.9%	15.6%	15.5%	12.7%	8.3%	100.0%

#### 7 相談時間帯

相談受付状況をおよそ3時間ごと(朝のみ1時間半)に区切って時間帯別に見ると、夕方(15時から18時まで)が1,208件(全体の39.3%)と最も多かった。

表7 電話相談の時間帯別件数

	朝 10:30~12:00	昼 12:00~15:00	夕方 15:00~18:00	合計
R4	839	1,026	1,208	3,073
K4	27.3%	33.4%	39.3%	100.0%
D2	947	1,139	1,432	3,518
R3	26.9%	32.4%	40.7%	100.0%

# 8 相談時間

相談時間の合計は 78,687 分で、前年度より 8,115 分減少した。 また、1 件当たりの平均時間は 27.4 分で、前年度より 0.5 分減少した。

表 8 相談時間

	THE REST OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1	
	総相談時間	1件当たりの時間
R4	78,687 分	27.4 分
R3	86,802 分	27.9 分

※ 無言を除く

# Ⅲ 面接相談及び調査・調整活動の状況について

#### 1 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による助言で相談者が納得したもの、助言を 得て自ら問題の解決に努めようとするもの、問題を大きくしたくないため面接相談や調査・ 調整活動は望まないものなど、電話相談だけで終了しているものがほとんどである。

いじめや虐待、学校の対応への不満など、子供の権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて審議を行い、その審議結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和4年度、相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を 実施した新規の事案は6件であった。これを子供の年齢属性で見ると、小学生が3件、中 学生が2件、高校生等が1件であった。

表9-1 新規面接相談における対象者

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R4	0	1	2	2	1	6
R3	0	3	1	1	0	5

表 9 - 2 相談者

	子供本人	母親	父親	関係者	合計
R4	2	2	2	0	6
R3	0	5	0	0	5

#### 2 相談内容

新規面接相談6件の内容は、すべて学校の対応への不満などの学校関係等であった。 新規面接相談の概要及び結果等については、表11のとおりである。

また、前年度から継続した事案は2件であり、これらの概要及び結果等については表12のとおりである。内訳は学校の対応への不満など学校関係等が2件であった。

表 10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R4	0	0	0	6	0	6
R3	0	0	0	5	0	5

# 3 面接及び調査・調整活動の状況

子供本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

令和4年度の新規面接相談6件については、子供や保護者との面接が延べ11回、 学校など関係機関への訪問等が延べ13回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合 計は延べ24回であった。調査・調整活動の回数は1事案当たり平均4.0回であった。 前年度から継続した2件については、令和4年度中の面接が7回、学校等への訪問 が8回で、調査・調整活動の合計は延べ15回であった。

迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象である子供の意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

# 表 11 令和 4 年度新規面接相談等の状況

							740 7 0 7 1 0 1 1		
No	対象の 子供	椰猪	種別	主訴	結果等	審議 回数	面接 回数	調査 調整 回数	
1	中学生	父親	学校 関係		認したところ、「当時の先生達から、強制で自由がなかったことを認める書面が欲しい」ということであった。学校及び教育委員会を訪問し状況を確認した。学校側でも独自に状況確認が進められ、当	5	ဘ	3	
2	小学生 (高学 年)	母親	学校 関係	児は学校で常に	てクラス全体の声として学校を訪問し状況を確認した。面談を通して、担任の先生の変化も感じられた。また、学校も担任個人ではなく組織としてできる取組を行った。本児も登校できるようになり、本児・母親の了解を得て終結とした。 【終結】	4	2	2	
3	小学生 (高学 年)	本児	学校 関係	担任が理不尽 で子供によって 対応が違ってい る。時にキレる。 やめてほしい。	及び教育委員会へ情報提供し、事実確	0	0	4	
4	中学生	母親	学校 関係	特別支援学級の先生対し、大学が理難がない、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では		4	3	2	

No	対象の 子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接 回数	調査 調整 回数
5	小学生 (低学 年)	父親	学校	学校の友達からいじめを受けて 不登校になった。学校に安心 して行きたい。	気持ちを確認したところ、「たたかれることなく安心して学校生活を送りたい」とい	3	1	1
6	高校生	本児	施設関係	施設長の暴言等が酷かった。 今後他の利用者が同じようにならないようにしてほしい。	を確認したところ、「匿名で施設長に伝えてほしい」ということであった。施設を	2	2	1
						18	11	14

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数:権利擁護委員会での審議回数(報告のみの場合は含まない)

面接回数:子供本人・保護者等との面接回数。

調査・調整回数:関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談等の状況

(令和5年3月31日現在)

No	対象の 子供	相談者	種別	主訴	結果等	審議回数	面接 回数	調査 調整 回数
1	小学生 (低学 年)	母親	学校 関係	担任の不適切な 発言で本児は不 信感と恐怖心が 強くなり、登校で きなくなった。現 状を改善してほ しい。	内容とほぼ一致しており、学校側も支援	2 (8)	1 (6)	0 (4)
2	小学生 (高学 年)	母親	学校 関係	担任の不適切 な対応で不信 感が増し不登校 状態になったの で改善してほし い。	本児・母親と面談し本児の気持ちを確認したところ、これまでの学校側の対応に強い不満と怒りを有していた。学校を訪問し状況を確認したところ、配慮が不足した点は認め謝罪していた。学校側との面談などを通じ、本児の気持ちの整理ができ、本児・母親の意向を確認して終結とした。 【終結】	10 (11)	6 (7)	8 (10)
								8
	計							(14)

※ 審議回数:権利擁護委員会での審議回数(報告のみの場合は含まない)

面接回数:子供本人・保護者等との面接回数。

調査・調整回数:関係機関への訪問など、調査や調整を行った回数。

※ 回数は、当該案件に係る令和4年度実施回数。( )内は当初からの延べ実施回数。

# コラム 調査専門員から ひとこと

# ボタンの掛け違い

### 調査専門員 平戸ルリ子

子どもや親御さんからの相談を受けて、私たち子どもの権利擁護委員会は調査調整活動を開始するわけだが、調査を進めていていつも思うことは、なぜこのように問題がこじれてしまったのだろうということである。問題は、一方だけが極端におかしいということは比較的少なく、双方どちらにも要因があることがほとんどである。最初の段階で、よく相手の状況を見極めていたら、相手に自分のことを正しく伝えられていたら、行動できていたら、お互いが、相手の言い分や要求、課題を正しく理解できていたら、対応について初期のうちに腹を割って話し合っていたら、このようにややこしくなかったろうにと思うことが多々ある。

私は社会福祉学が専門の教員であるが、社会福祉学にとどまらず、心理学でも教育学でも、対人援助学系の学問分野では、初期対応が非常に大事と言われる。ニーズの事前把握であるアセスメントを正しくすることは、効果的な支援に繋がるし、お互いの状態や思いを最初の段階できちんと把握(インテーク)し、正しい援助のスタートをきることは、適切な変容を促すことにとって非常に大事なことである。こじれている問題ほど、それらができていないことが多いと感じる。それを大分時間がたってから、私たちが、そのまま平行線でお互いに声掛けをしていっても、物理的にも感情的にもかなり難しいのである。

「ボタンの掛け違い」という言葉があるが、掛け違ったボタンでどこまでもボタンをはめていくと、お互いは順番通りにはめていっている事実があるので、自分たちは正しい行為をしていたと言い張るが、周りから見ると、ちぐはぐで、全く整った合わせにはなっていないということがある。お互いの言い分は、それぞれ正しい。でもおかしい。誰も楽しくなく、すっきりとした形にはなっていない。それは、お互いを「合わせる」ということがなされていないからである。人の生活も同様ではないだろうか。最初の出発点の正しい合わせ(姿勢)が肝心ではあるが、もし掛け違ってしまってスタートしたら、その後については、自分たちの正当性はゆるぎないものであると主張するだけでなく、どこで掛け違ったのか、どこを直せばいいのかを今一度、ボタンをはずしてやり直す気持ちで、お互いを理解する機会を設けて、一緒に考え、臨んでいくことが必要だろう。

特定のケースについて、このコラムに細かく書くことは、守秘義務上の問題があるのでできず、抽象的な表現の羅列になってしまったのであるが、このコラムを読んでくださった関係者の方々には、自分(たち)のことでないかとぜひ気づいていただきたい。そして自分(たち)にひきつけて、解決に向けて、ぜひ動きだしていただきたいと強く願う。

# 「こどもの声を聴き、反映させるために必要なこと」

# 調査専門員 大竹 智

「こども基本法」が 2023 年 4 月 1 日に施行された。その中で、第 11 条では「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、こども施策に対するこども等の意見の反映を謳っている。提案者\*は「こどもの視点に立った政策が具体的に展開されていくためにもこどもの意見をしっかりと反映することが必要であり、そのためには必要な措置を国や地方公共団体がそれぞれの立場で講じなければならない。」と答弁し、さらに、「この意見の尊重を基本理念として掲げているだけではなくて、…(略)…こどもの意見を聞くだけで終わらないようにという趣旨である。」とも述べている。そして、こどもの意見を反映させるために必要な措置について、次のような手法が例示されている。①こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施、②審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進、③こどもや若者にとって身近な SNS を活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり(例えば、児童養護施設や児童館などに出かけて直接意見を聴くこと)等である。いま施行を前にして各自治体では、どのようにしてこどもの意見を聴き、反映させたらよいのか、頭を悩ませている。

一方、令和5年3月の新聞に、栃木県内の県立高校のブラック校則(下着の色は白かベージュ、地毛が明るく色やくせ毛の場合は「地毛証明書」を提出、前髪は眉毛にかかる程度までなど)に関する記事が掲載された。この高校では生徒の有志と教員・保護者が対話を重ね、また全校アンケートを実施するなどし、9項目の校則が改正されたという。この経験をした女子生徒は「『校則だから従う』と諦めていたが、自分たちで考えて話し合えば、校則も変えることができるとわかった。」とコメントしている。

こどもの声を聴くためには、反映するためのシステムと合わせて幼児期からのこども の声を聴く機会・経験を積み上げいくこと(文化の醸成)が求められている。

最後に、毎年度のことではあるが、事務局の方々の電話での面談後のフォローが相談者の安心感や納得感につながっている。そして、委員の先生方の適切な判断により、迅速な対応ができている。この場を借りて、感謝申し上げたい。

\*こども基本法は、議員立法

# 「子どもとの信頼関係構築の重要性」

### 調査専門員 中谷茂一

本委員会の活動を通して、今年度も子どもたちの困りごとの改善のために、学校の教職員、教育委員会の先生方をはじめ、多様な職種の方々にご協力・ご支援をいただいたことを深く感謝申し上げます。

その中で印象に残ったエピソードについて述べてみたい。

ある相談でスマイルネットが子どもと教員の双方の見解と気持ちのやりとりを代弁してサポートし、最終的には子どもの気持ちについて先生方の理解が進み終結となったが、ある教員が過去の対応の一部について正直に話すことができないまま推移し、最後の時点でその過ちについて告白し、謝罪をしたという経過があった。

重要な事実を隠していたことで、終結かと思われた段階で不信感が再燃しこれまでの関係調整がすべて無に帰すだけでなく、解決の基盤となる信頼関係の崩壊で収拾がつかなくなるおそれがある事態であった。

しかし、その事実を聞いても当事者の子どもは冷静に受け止め、その教員を許し、むしろそれまでのかかわりを評価する言葉をかけたのである。安堵すると同時に驚きを禁じ得なかった。

なぜ子どもはそれを不問にしたのか。そのポイントは2点あると感じた。1点目はその教員が至らない点もありながら、言い出せずに隠蔽していた点以外はそれまで真摯に対応し、子どもの気持ちに理解を示し、あたたかい言葉をかけ続けており、それらをスマイルネットを通して子どもに伝え続けていたことで、信頼関係の積み重ねがあったこと。2点目は隠蔽していたことを告白し、心から謝罪していると感じられる言葉と表情を子どもが見たからである。

過ちを犯してもそれを認め、心から謝罪をしている場合、その気持ちが言葉や表情から子どもに十分伝わるのである。一方、うわべだけの謝罪を行っても本心からでない場合、どう取り繕っても子どもに見抜かれてしまうことも何度も目の当たりにしてきた。

この事例をとおして、子どもと向き合う際に、言葉や表情に気持ちを込めて、その大人が何を考えているのか、子どもが受け取りやすいメッセージを届けることが重要であること、失敗してもそれまでの関係性ができていれば大きく揺らがない場合もあるので、間違ったときには正直に早めに伝え謝罪することが子どもを裏切らないことにつながると改めて感じた次第である。

このようにスマイルネットを活用していただくことで子どもとの信頼関係の再構築に つながることも多く、当機関が関与するメリットとして活動をとおして私が感じているの は下記の4点である。

- ① 利害関係のない第三者が間に入ることによって、感情的な葛藤が非常に強くなっている子ども・保護者と教員側の意思疎通が冷静に図ることができる。
- ② 教員側が子ども・保護者に理解して欲しい点を第三者の立場で伝え相互理解を促進することができる。教員の指導上の考えや前後の状況等、学校側の見解も相談者側に丁寧に伝えることで相互理解を図り問題解決へ生かしていくことができる。
- ③ 管理職による教員の指導に第三者の見解を活用できる。日頃から校長・教頭等管理職がアドバイスを教職員にされているであろうが、個々の教員によっては子ども・保護者からの訴えの解決に向けて管理職と見解の相違が起きることがある。その際、第三者の意見を紹介いただくことで問題の理解促進と教員間の共通認識を図っていく情報の一つと

なる。

④ 訴訟に発展する前に両者の調整を図る機会をもてる。問題が非常にこじれてしまった場合、保護者は訴訟を検討する場合がある。そのような事態を予防することにもつながる。

これらの実現には関係者のご理解とご協力が基礎となる。皆様にぜひご活用いただければ幸いである。

# 繋がっていること、繋げていくこと

### 調査専門員 角尾美奈

私は今年度、担当したケース数が例年に比べ少なかったので、これまでの活動全体を振り返って書かせて頂こうと思う。

毎朝私は、テレビで同じ情報番組を観ている。慌ただしい朝の、準備時間の目安のようなものなので、天気予報以外は特に注意も向けず、目と耳の端をうっすらと流れていくのが通常だ。ところが先日、あるニュースがハッと意識に飛び込んできた。福井県立大学に恐竜学部ができるというニュースだった。「…恐竜学部、ついにできるのか!!」嬉しさに家事の手を止めて、テレビの前にかじりついた。恐竜学や地質・古気候学などを学ぶ全国初の学部として、2025年4月に開設予定。恐竜・地質学科(仮称)に、恐竜・古生物コースと地質・古環境コースを設け、人材育成と研究を進めるとのことである。

恐竜学部新設にこんなに胸が高鳴ったのは、私が今から入学したいと思っているからではない。以前担当したケースで、熱烈な恐竜愛を持った子どもと出会ったことがあり、その子が、福井県の大学に恐竜学部ができるようなので、もしできたら、そこに入って恐竜のことを学びたいと話してくれた記憶が一気に蘇ったからだ。「良かったね、好きなものを追求できる場所がついにできたね」そんな気持ちと共に、しばらくの間、面談に来てくれていた頃の思い出に耽っていた。

長年に渡り調査専門員として活動してきた中で、恐竜好きなこの子どもの他にも、沢山のいろいろな「好き」や「得意」を持った子どもたちと出会ってきた。車、電車、戦闘機、パソコン、写真、勉強、バレエ、小説、アイドル等々…。相談の主訴という観点から見ると、それらは周辺的な情報ではあるが、子どもたちが語ってくれるそういった事柄は、その子の人となりや物事の捉え方、学校や家庭での生活の様子等を描き出し、相談内容の全体的構図の把握や、解決に向けた進め方の検討を行う上で、非常に有益であったように感じられる。そしてまた、今回の恐竜学部のように、だいぶ前に終結したケースなのに、子どもが語ってくれたことやその姿等を、鮮やかに思い起こすきっかけともなるのだ。「元気にしているかな、あれから困ったことはないかな、今何歳くらいになったんだろうな」等、思いを馳せる機会は度々訪れる。

本委員会は、子どもの成長に長期的に寄り添い、サポートしていくことが業務ではない。権利侵害の訴えに対し、調査・調整活動を行い、改善されたことが認められればそこで役

割を終える組織である。子どもたちの人生からすれば、ほんの少しの時間だけ関わった子どもの権利擁護委員会。だが、子どもを権利侵害から救済したいという強い思いと責任感を持って臨む我々の活動は、1つ1つのケースを、どれも印象深く記憶に残していく。その意味では、相談としては終結したこれまでの多くのケースが、私の中では今もどこかで続いており、調査専門員としての活動に教えや助けを与えてくれているのかもしれない。それは同時に、これまで相談してくれた多くの子どもたちが、本委員会の活動を通して、これから相談に来る新しい子どもたちの環境改善を支えているとも言えるだろう。形には見えなくても、繋がっていることの有難さ、繋げていくことの大切さをしっかりと胸に抱きながら、これからも真摯に調査・調整活動に取り組んで行きたいと思っている。

最後になるが、今年度も、丁寧に審議を尽くし道筋をお示し下さった委員の先生方、細やかなサポートを下さった事務局の方々、日々様々な相談にご対応を頂いた電話相談員の方々のお力により、調査・調整活動を進めていくことができた。また、ご多忙中、関係機関の方々に協力的なご対応を頂いた。この場をお借りして、心より感謝を申し上げたい。

# IV 委員会の開催及び審議の状況について

### 1 委員会の開催状況

委員会は、委員のほかに調査専門員も出席し、調査専門員が面接相談や調査・調整を行った事案について報告し、各事案について対応方針などを審議することを基本としている。令和4年度の委員会は、2か月に3回の開催を目安とし、計18回開催した。

委員会では、権利侵害の相談を受けて調査・調整に入った事案について審議を行うほか、 まだ調査専門員の面接相談にはつながっていない電話相談についても、必要に応じて電話 相談員や事務局から委員会へ報告し、委員からの助言を得て相談援助活動の一助としてい る。

# 2 委員会の審議状況

委員会での審議は、面接相談や学校などの関係先で調査・調整を実施した事案の状況について調査専門員が詳細に報告し、委員による質疑、意見交換を行い、委員会としての意思決定を行っている。

令和4年度の委員会では、新たに面接相談を実施した6件(表11参照)と前年度から継続した2件(表12参照)、合わせて8件の事案について、延べ29回(報告を含めると49回)の審議を行った。新規の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ5回、平均は延べ2.8回であった。前年度から継続している事案の1事案当たりの審議回数は、最多で延べ10回、平均は延べ6回であった。

審議の結果、8件のうち5件が終結に至り、2件が翌年度への継続となった。終結となった5件の内訳は、前年度からの継続事案が2件、新規事案が3件であり、令和4年度へ継続する3件の内訳は新規事案が3件である。

表 1	12	事案の	ÐП.	押	廾	沿
4		<del>+++</del> ++	' X / U		1 /	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

年度	前年度から 継続	新規	合計	終結	次年度へ 継続
R4	2	6	8	5 (継2、新3)	3 (新3)
R3	3	5	8	6 (継3、新3)	2 (新2)

※ 「終結」、「次年度へ継続」の( )内の

「継」は前年度からの継続事案、「新」は当該年度の新規事案

# コラム 委員から ひとこと

# 子どもの安心感を育む学校風土づくりに向けて

委員長 尾﨑啓子

文部科学省の調査結果(令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、2022)によれば、2021年度に不登校であった小・中学校の児童生徒数は約24万5千人で、9年連続で増加しており過去最多となった。国立、公立、私立の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は約61万5千件で、前年度の件数からおよそ10万件の増加となっている。また、2022年の児童生徒(小・中・高校生)の自殺者の人数は512人で過去最多であった。いずれも憂慮すべき人数、件数であり、対応が急務である。令和4年(2022年)10月27日付で文部科学省初等中等教育局から出された本調査結果についての通知では、この結果の背景を「新型コロナウイルス感染症の影響が続き、学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動などにも大きな影響を与えていることがうかがえる」とし、「不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性や(中略)一人で抱え込んだりする可能性も考慮し、引き続き、周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等とも積極的に連携して対処するなど、きめ細かな対応について」の配慮を要請している。

本委員会は子どもたちの権利を守る組織として、相談者である子どもの意見や気持ちを大切にし、SOSに応える努力を続けている。調査専門員と事務局の皆様には、いつも丁寧な聴き取りと対応にご尽力いただいており、心より感謝している。並びに、日々たくさんの電話相談を受けてきめ細やかに通話者のお話を聴いてくださっている電話相談員の皆様にもお礼申し上げたい。

問題解決に向けては学校など関係機関との連絡、連携を重要視している。私は本委員会委員を拝命して4年目を迎えたが、この3年間に受けたたくさんのご相談の経緯を振り返ると、相談者である子どもたちが所属する学校の大半が一緒に問題に取り組んでくださるものの、ごく一部の学校で改善への取組がなかなか進まない場合があることがわかり、大変残念に思っている。何故改善への取組が進まないのかについて、管理職の考え方(学校運営における優先順位など)、長時間労働による教職員の疲弊など幾つかの要因が考えられるが、問題の解決に向けては、学校風土を変えていくような働きかけも必要であると思うようになった。

学校風土とは児童生徒とその家族、教職員が一緒になって作る雰囲気のようなもので、学校の決まり、目標、価値観、人間関係、授業実践、組織体などを反映したもの

を指す。先生と子どもとの関係性はもとより、安全性、教えと学び、物理的環境と人的資源などを含む、環境のあり様といえよう。いわば学校の性格のようなものだが、複雑な事象でもあり、曖昧な概念といえる。正確な定義は難しいものの、学校風土がよければ、いじめや非行、不登校が減り、学習効果も上がることが多くの研究により明らかになっている(和久田、2019)。子どもが安心感を持ち安全に通える学校は、教職員にとっても働きやすい学校となるのではないだろうか。本委員会のミッションの中には学校改革のような大きな課題は含まれていないとはいえ、相談者が置かれた環境がよりよくなっていくことを目指して、委員会で話し合うときに、今後は学校風土にも目を向けていきたいと考えている。

今年度も、相談してくれる子どもたちから託された信頼に応えるために、問題の背景にもさらにしっかり関心を向けて、調査専門員、電話相談員、事務局の方々と一緒に解決への取組を進めていきたい。

参考文献:和久田学(2019)「学校を変えるいじめの科学」日本評論社

# 子どもシェルターについて

委員 大谷部雅典

子どもシェルターをご存じですか。

以前は、成人年齢が20歳とされていましたが、児童福祉法の「児童」は18歳未満とされていましたので、18歳以上になると施設から出て行かなくてはなりませんでした。また、家庭で両親から虐待(身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト等)を受けていたり、親子関係がこじれて安全に暮らせない子ども、児童養護施設や児童相談所での一時保護所での集団生活が難しい子どももいます。

そのような子どもたちを緊急で受け入れるのが、子どもシェルターです。

子どもシェルターでは、まずは安心・安全な場所を提供します。通常は2か月を目処に 入居しますので、一時的なものです。

そして、児童相談所などと協力して新たな居場所を探す出口支援を行います。

また,子どもシェルターの特徴として,子ども一人一人に担当の弁護士を付しています。子ども担当の弁護士をコタンと呼んでいます。

埼玉では,「子どもシェルター・ピッピ」があります。

これまで中学生(14歳)から19歳までの受け入れがあり、一番多いのは高校生相当年齢の女子です。

子どもシェルター・ピッピでは、子どもからの相談事業も行っており、親との折衝や児 童相談所への虐待通告、避難に同席等を行っています。

近年, 虐待の件数も増加しており, 子どもへの支援や保護が必要なケースも増えていると思います。

子どもの健全発達に対する支援こそ、持続可能な社会のために必要だと思います。

# 連携は変化を生む

委員 田口 伸

子どもの権利擁護委員会には昨年の8月に加わりました。まずは、相談者に寄り添い、ていねいに粘り強く対応していただく調査専門員の先生方、事務局の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。また、他の委員の先生方からの助言に多くの気づきを得る機会となっております。

さて、地域共生社会づくりのための社会福祉法の改正や孤独・孤立対策推進法の成立などの法整備が進み、地域における相談支援機関や団体の連携がますます強調されるようになりました。多職種、他部門、官民など様々な切り口で語られますが、連携というキーワードで多くの人が思い浮かべるのが介護保険導入後の高齢者の介護サービスではないかと思いますが、連携には複数のサービスが有機的に提供されるというだけではなく、支援者への助言や技術的指導なども含まれます。

私が連携について大切であると考える2つの視点について紹介したいと思います。1つ目は継続的に関わりを続けるということです。連携には相談者のニーズを把握した上で、適切な他の機関につなぐという機能が期待されていますが、紹介して終了となる場合も見られます。直接的な支援やサービスがなくなったとしても、継続的に関わるという姿勢やバックアップしていくことが連携を有効にしていくために重要と考えます。それは支援者同士の支え合いとしても心強いものです。

2つ目は、他の分野と協働して関わるとき、他の分野の理念(考え方)や手法に多少なりとも染まる(理解し、取り入れる)ということが支援を発展させていく重要な要素ではないかと考えます。他の専門職との会議や協働による実践を通して、他分野(職種)のサービス内容や手法を知ることや役割分担を確認するというだけではなく、自分の専門領域の考え方から少しずつ幅を広げ、他分野の理念を取り入れ、場合によってはその役割を一部担っていくということです。

委員会に寄せられた相談の多くは学校におけるもので、学校という集団の人間関係が子どもにとって占める比重の大きさを改めて感じさせられます。案件の中には学校や家庭の問題が錯綜して複雑な様相を呈することがあります。そのような場合でも、子ども本人、家族、学校、関係機関のそれぞれが持っている力を引き出し、ゴールを共有化して連携していけば、必ず糸口が見えてくることをこの委員会から学ぶことができました。そこには、それぞれが固い殻に閉じこもるのではなく、子どもの思いはもちろん、他分野からの意見や考え方を柔軟に受け入れ変化していく姿が共通して見られています。

# V 広報・啓発活動の状況について

#### 1 広報カードの配布

子どもスマイルネットの電話相談について子供たちへ周知するため、広報カードを26万枚作成し、7月に県内全ての小学校・中学校・特別支援学校の小学4年生・6年生、中学2年生及び高校1年生へ配布を行った。配布後の時期には子供本人からの電話相談が増加していることから、学校での子供へのカードの配布が電話相談窓口を知ってもらうことに役立っていると考えられる。

# 2 その他の広報活動

子どもスマイルネットについて、県内各戸に配布している県の広報紙「彩の国だより」 11月号及び2月号に掲載した。

また、テレビ埼玉の「今ドキッ!埼玉」で4月、FM・NACK5 (ラジオ)の「朝情報★埼玉」では9月、12月及び2月の放送で、県公式SNS (Facebook、Twitter、Line)は8月から、子どもスマイルネットへの相談を呼び掛けた。

さらには、市町村が発行する広報誌やガイドブック、リーフレット、民間団体が発行するミニコミ誌への掲載を働き掛けた。

# VI 今後の委員会活動に向けて

#### 1 委員会の目標と課題

埼玉県子どもの権利擁護委員会は、子供への権利侵害に関する相談に応じ、また具体的な申立てを受けて関係者・関係機関への調査・調整を行い、当該権利侵害からの簡易迅速な救済を図ることを活動の中心としている。また、当該権利侵害の救済に併せて、今後の予防措置も提案している。さらに、子供の権利擁護に関する普及・啓発も本委員会の職務の一つである。

本委員会は設立当初から、活動の目標と課題として次の3項を挙げ、具体的な事案への対応を中心に取り組んでいる。

### (1) 子供の権利侵害案件の確実な解決を図ること。

そのために、調査・調整活動の充実と委員会への関係機関等の理解と協力を確保するべく、本委員会に対する信頼の維持に努めること。

# (2) 子供の権利侵害を発生させない環境づくりに貢献すること。

そのために、委員会の活動状況を本書により公表し、現場における検討材料を提供する こと。

### (3) 子供の権利擁護を社会の共通認識としていくこと。

そのために、子供の権利を尊重し、権利侵害を許さない意識の普及・啓発を図ること。

### 2 令和4年度の審議案件の概要と今後の要検討事項

令和4年度に調査・調整・審議を行った案件は、前年度からの継続案件が2件、新規案件が6件、計8件であり、新規案件の多くが学校における問題であった。

教職員の指導方法等が問題のケース、学校等側も対応に努めているものの子供の特性への理解と対応が必ずしも十分ではなかったケース、事実関係についての学校側と保護者側との認識の相違のために保護者側の学校側への不満となったケース、などもあった。

一方、相談の当初は学校等への不満が高まっていても、学校等側の取組の姿勢や努力が 伝わることで不満が解消されていったケースもあった。

こうした状況を踏まえ、以下の3点を今後の要検討事項として挙げることとする。

#### (1) 子供の特性への理解と配慮

子供と教職員とがトラブルになったケースの中には、発達や情緒上の課題が見られる場合や、生育環境等を原因として様々な言動を示す子供もいる。教職員側がこのような子供の特性への理解と配慮が不十分のまま、通常の指導等による問題解決を試みた場合、改善効果を期待することは困難であり、学校側と子供(保護者)側との認識の相違により、かえって信頼関係が損なわれる恐れもある。

子供と教職員とのトラブルにせよ、子供同士のトラブルにせよ、その子供の特性や背景への理解が不十分のまま、子供の言動を問題視し、一般的な指導等を強めるだけでは子供の問題行動の解決や改善につながらないことが多い。仮に、担任等による指導が適切ではないと学校等側が認知した場合には、管理職が個別具体的な事実関係を双方からの事情聴取等によって迅速に把握し、当該教職員に対する適切な指導や助言等により、不適切な指導能様を改善させることが必要であろう。

教職員だけではなく、スクールカウンセラーやさわやか相談員等の活用が、特性に応じた指導に効果的な場合もあり、適切な指導者の見極めも重要であろう。

### (2) 事実関係の明確化と保護者への説明

学校等でのいじめや子供同士のトラブルについて、保護者と学校等との認識に相違が見られる場合が少なくない。このような場合、保護者は、学校等側が教職員をかばって事実を隠しているのではないか、又は、加害者側の言い分を鵜呑みにしているのではないか、対応が不公平ではないか、といった不信感を募らせることがある。

それを回避するためには、学校等側はできる限り早い段階で、被害者側及び加害者側双 方の保護者に、学校等側の調査し把握した事実関係を開示して、学校等側の認識を明らか にすることが必要であろう。被害者側又は加害者側と学校等側との認識の相違を全て解消 することは困難な場合が多いであろうが、学校等側はその認識を基礎付ける根拠を示しな がら、丁寧に説明する姿勢を示すことが必要であろう。

さらに、被害者側の子供及び保護者に対し、加害者側の子供の特性や背景等を踏まえて 現在どのような指導を行っているのか、今後どのように指導する予定であるかについて、 必要な説明をすることが適当であろう。

また、加害者側の子供及び保護者に対しては、被害者側の子供の受けた心身の傷や不安の原因となった加害者の言動を具体的に特定し、何ゆえにそれが、悪意のない遊び、ふざけ、からかいを超えた加害行為となるのかを丁寧に説明することが再発防止に有効であろう。それは、その場限りの反省や謝罪にとどまらず、その後の指導を通じて子供の成長につながるものと考える。

学校等側は被害者側にも加害者側にも振り回されることなく、毅然として、慎重な調査に基づく学校等側の事実認識を開示し、被害の救済と加害行為の再発防止のために取り組んでもらいたい。

# (3) 管理職のリーダーシップによる学校におけるチーム対応

教職員はその経験や教育方針等に基づき子供の指導等に当たるが、教職員と子供との間でトラブルが生じる場合がある。かかる場合には、管理職がリーダーシップを発揮し、教職員の指導方法について改善策を指導したことにより、事態が好転したケースがあった。

発生した問題に対しては、管理職、特に校長がリーダーシップを取り、対応方法を指導する、また、サポートチームを設けて関係教職員が連携を図って具体的な支援方法を確立させるなど、学校全体としての体制を作り取り組むことが解決のために効果的であろう。

また、子供たちへのスマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を利用した外部からは見えにくい中でのいじめ等、子供同士の問題が深刻化していることから、それらに対処するための態勢づくりに取り組むことが一層求められるところである。

#### 3 今後の委員会活動に向けて

当委員会は、保護者や学校などの関係機関、言い換えれば大人から話を聴くだけではなく、子供の持つ事実認識と被害感情を確認するために、子供自身から可能な限り話を聴き、子供の意見や希望を踏まえる活動スタイルを採っている。子供の意見や意向を重視することは、令和4年に公布されたこども基本法や改正児童福祉法で明記されたたところであるが、当委員会では平成14年の設置当初から子供の権利を擁護して最善の利益を図るためには、子供自身の声を聴くことが不可欠と考えているからであり、子供の感情やわがままに振り回されることを意味するものではない。

しかし、これは大変時間と労力を要することでもある。ケースによっては、「楽しい学校等での生活を送りたい」という子供の願いからかい離してしまい、学校等を追及したいとい

う保護者の思いが前面に出てきてしまうこともある。委員会では限られた人員と時間の中で個々のケースへの関わり方を模索しているが、子供の話を丁寧に聴くというスタイルを堅持しながら、面接相談、調査・調整活動の充実に今後も努めていきたい。

令和4年度に調査・調整活動を行ったケースの多くは学校に関わるものであったが、これまで学校以外の施設など、子供たちが生活・活動する場での権利侵害の訴えもあった。そのような場合においても、学校の場合と同様、子供の権利侵害の救済のための最善の方法を探索するとの視点で取り組んでいきたい。

当委員会への申立ては、おそらく各地で起きているトラブルの一部に過ぎず、各地で発生する類似のケースは、それぞれの現場で、それぞれの関係者により解決されていかなければならないものである。そのため、当委員会の活動状況を公表することによって、それぞれの現場での解決の一助となるよう、今後も取り組んでいきたい。

学校等の現場において、一人一人個性のある子供たちを相手に、様々なトラブルに出会いながら、教職員をはじめ多くの人々が努力や苦心を重ねている。しかし、問題を指摘せざるを得ない指導や子供への配慮に欠けた対応による権利侵害はなくなってはいない状況にある。このため、委員会は、申立事案から得た教訓を教育などの現場に還元していくことで、問題発生防止の一助としたい。

令和4年度の審議案件から垣間見られる教訓を挙げたが、これらはその年度のみに特有の ものではない。個々の事案で現れ方は異なるが、毎年度、共通する課題が見て取れる。

なお、国においては、平成29年3月、いじめ防止対策推進法の附則による同法施行後3年の状況を踏まえ、いじめ防止基本方針の改定がなされた。同基本方針には、「学校の設置者として実施する施策」として、スクールソーシャルワーカー等の配置等のほか「人権擁護機関等との連携等の体制整備を図る」ことが新たに明記されたところである。同基本方針を参酌して本県、県内市町村及び各学校においても、それぞれ基本方針が改定されたところであり、今後、学校との連携が求められる人権擁護機関として当委員会の役割がますます高まるものと推察される。

このような中にあって、条例により設置された当委員会の特長である第三者機関として、子供・保護者と学校等との当事者間の信頼関係が損なわれている事案などにおいて、教育・福祉分野にとらわれず、他の関係法令による機関にはない調整機能を生かしていくことは、現行法制度を補完・拡充するものとして極めて効果的なものと考える。そのためには、今後も当委員会の機能を子供たちや保護者に一層広く普及啓発していくことが不可欠であると考えている。

当報告書により、学校等の現場において、子供の権利侵害を未然に防ぐとともに、子供の最善の利益を確保していただくことにつながれば幸いである。